（公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正）

第三条　公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二　（略） 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業 四　（略） 五　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業又は同法第四十条第一項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業 六　（略） （法第四十五条第一項の者） **第二条**　法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～七　（略） 八　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十二条第一項に規定する登録事業者又は同法第四十四条第三項に規定する認定事業者	（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二　（略） 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業 四　（略） （新設） 五　（略） （法第四十五条第一項の者） **第二条**　法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～七　（略） （新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年七月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項及び第二項の規定による認可の申請、その認可及び公示並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、第一条の規定による改正後の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四十三条の規定の例により行うことができる。

（国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（次条第一項において「旧法」という。）第四十条の規定により指定された支援法人（次条において「現支援法人」という。）であるものは、この省令の施行後遅滞なく、新規則第三十九条第二号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

第四条　現支援法人については、改正法第一条の規定による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「新法」という。）第六十五条第一項に規定する事業計画及び収支予算（この省令の施行の際現に行われている旧法第四十二条各号に掲げる支援業務（次条において「現支援業務」という。）であって、この省令の施行の日以降も引き続き行われるものに係る部分に限る。以下この項において「事業計画等」という。）に係る新法第六十五条第一項の規定に基づく都道府県知事の認可の申請（次項において「認可申請」という。）に係る新規則第四十五条第一項の規定は、令和八年四月一日以後最初に開始する事業年度（次項及び次条において「令和八年事業年度」という。）に係る事業計画等から適用することができる。

2　現支援法人は、令和八年事業年度の認可申請に当たっては、新規則第四十二条に規定する実施計画を添付しなければならない。この場合において、当該現支援法人は、同条の規定の例により当該実施計画に記載された事項を公示しなければならない。

第五条　新規則第四十六条第一項の規定は、令和八年事業年度に係る新法第六十五条第二項に規定する事業報告書（現支援業務であって、この省令の施行の日以降も引き続き行われるものに係る部分に限る。）から適用することができる。

第六条　この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第四十八条第一項第一号イに規定する保証契約等又は同項第三号に規定する支援業務に係る契約が締結された場合における新法第六十七条第一項に規定する帳簿の記載事項については、新規則第四十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（様式に係る経過措置）

第七条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。